

徳島県告示第五百八十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定した。

令和四年九月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
調剤薬局マツダ有限会社	徳島市佐古三番町五番一三三号	調剤薬局マツダ沖浜店	徳島市沖浜二丁目二五二	介護予防居宅療養管理指導	令和四年八月一日
社会医療法人 あいざと会	板野郡上板町佐藤塚字東二八八番地三	あいざと蔵本訪問看護ステーション	同 蔵本元町二丁目四〇一	介護予防訪問看護	同